

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定

日本国及びラオス人民民主共和国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、  
次のとおり協定した。

## 第一条 定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

- (a) 企業
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
- (d) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (f) 知的財産権
- (g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）
- (h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず

ない。) 及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次のものをいう。

- (a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
- (b) 当該締約国の企業

第三国の企業の支店であつて、締約国の区域内に所在するものは、当該締約国の投資家とはみなさない。

(3) (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は

支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

## 第二条 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

### 第三条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

### 第四条 投資の促進

一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資について、当該時に適用されている法令に従って、奨励し、及び促進する。

### 第五条 一般的待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1 この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇に関する最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈 2 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われること自体は、

この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

- 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関して書面により義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

#### 第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

#### 第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
  - (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続のための条件として1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

#### 第八条 留保及び例外

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。



- (a) 次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であつて、附属書 I に掲げる分野又は事項に関するもの
    - (i) 締約国の中央政府
    - (ii) 日本国の都道府県又はラオス人民民主共和国の県
  - (b) (a)(ii)に規定する都道府県及び県以外の地方の政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置
    - (c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
    - (d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）
- 2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日に1(a)に規定する適合しない措置に関する次の情報を通報する。
- (a) 当該措置を維持する分野又は事項
  - (b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

- (c) 当該措置を維持する政府の段階
  - (d) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務
  - (e) 当該措置の法的根拠
  - (f) 当該措置の簡潔な説明
- 3 第二条、第三条及び前条の規定は、附属書Ⅱに掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日において附属書Ⅱに掲げる分野又は事項に関する適合しない措置を維持する場合には、他方の締約国に対し、当該日に当該措置に関する次の情報を通報する。
- (a) 当該措置を維持する分野又は事項
  - (b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）
  - (c) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務
  - (d) 当該措置の法的根拠
  - (e) 当該措置の簡潔な説明

5 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書Ⅱに掲げる分野又は事項に関する措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

6 一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、2又は4の規定に基づいて通報する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱに掲げる分野若しくは事項に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a) その改正若しくは修正又は当該新たな措置についての詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があつた場合には、当該改正若しくは修正又は当該新たな措置に関して、当該他方の締約国の個別の質問に応ずること。

7 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱにそれぞれ掲げる分野又は事項に関して採用し、又は維持する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

8 第二条及び第三条の規定は、貿易関連的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の

取扱いとして貿易関連的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

9 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

#### 第九条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものをできる限り速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、できる限り速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に關して締結する契約に關連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務

付けるものと解してはならない。

#### 第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

#### 第十一条 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

#### 第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適切かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第五条の規定に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）

を実施してはならない。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

### 第十三条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事

件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

#### 第十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

#### 第十五条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

- (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払



(g) 第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

#### 第十六条 両締約国間の投資紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らな

かつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国が均等に負担する。

## 第十七条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請があつた日から三箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

- (a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。
  - (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。以下同じ。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。
  - (c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）による仲裁
  - (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁
- 5 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。
- 6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。
- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

- (b) 当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）
  - (c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの
  - (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 7
- (a) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。
  - (b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。
    - (i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定
    - (ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

8 7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

10 4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12の規定の要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあつてはならない。

12 各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができ。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払



(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19 18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

#### 第十八条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定（第十三条を除く。2及び3において同じ。）の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
    - (i) 戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係の緊急時にとる措置
    - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
  - (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
  - (c) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
  - (d) 公の秩序の維持のために必要な措置。ただし、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限る。
  - (e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置
- 2 各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いることとしてはならない。
- 3 一方の締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であって次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に係る義務又は条項
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- (e) 当該措置をとる目的

第十九条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

#### 第二十条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

## 第二十一条 知的財産権

- 1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

## 第二十二条 租税

- 1 この協定のいかなる規定も、2から4までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 第一条、第五条1、第六条、第九条、第十二条、第二十五条及び第二十七条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

3 第十六条及び第十七条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

4 次条の規定は、租税に係る課税措置に関する事項のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

#### 第二十三条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第八条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第八条3の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好

な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 両締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回及びいずれか一方の締約国の要請により、会合する。

#### 第二十四条 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではな

い。

## 第二十五条 地方の政府によるこの協定の遵守

各締約国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

## 第二十六条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家



によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

#### 第二十七条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

高村正彦

ラオス人民民主共和国のために

トンルン・シースリット

附属書Ⅰ 第八条1(a)に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されている第二条、第三条及び第七条の規定に基づく義務をいう。

第一部 日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
<p>一 農林水産業（植物育成者権）</p> <p>二 農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱ第一部の日本国の留保の五の項で規定するものを除く。）</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>内国民待遇（第二条）</p>

- 
- 三 航空運輸業
  - 四 銀行業
  - 五 医薬品製造業
  - 六 貨物利用運送事業
  - 七 熱供給業
  - 八 情報通信業
  - 九 皮革及び皮革製品製造業
  - 十 船舶の国籍に関する事項

- 
- 内国民待遇（第二条）
  - 最恵国待遇（第三条）
  - 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
  - 内国民待遇（第二条）
  - 内国民待遇（第二条）
  - 内国民待遇（第二条）
  - 最恵国待遇（第三条）
  - 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
  - 内国民待遇（第二条）
  - 内国民待遇（第二条）
  - 内国民待遇（第二条）
-

十一	鉱業	特定措置の履行要求の禁止（第七条）
十二	石油業	内国民待遇（第二条）
十三	鉄道業	内国民待遇（第二条）
十四	航空機登録原簿への航空機の登録	内国民待遇（第二条）
十五	道路旅客運送業	特定措置の履行要求の禁止（第七条）
十六	警備業	内国民待遇（第二条）
十七	上水道業	内国民待遇（第二条）
十八	水運業	最恵国待遇（第三条）

（ラオス人民民主共和国の留保は省略）

附属書Ⅱ 第八条3に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されており、又は採用されることが  
 できる第二条、第三条及び第七条の規定に基づく義務をいう。

第一部 日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一 航空宇宙産業  二 武器・火薬産業  三 放送業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）

---

四 エネルギー産業

五 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業

六 土地取引に関する事項

七 公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。）

八 国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。）

九 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス

---

内国民待遇（第二条）

特定措置の履行要求の禁止（第七条）

内国民待遇（第二条）

最恵国待遇（第三条）

特定措置の履行要求の禁止（第七条）

内国民待遇（第二条）

最恵国待遇（第三条）

内国民待遇（第二条）

特定措置の履行要求の禁止（第七条）

内国民待遇（第二条）

特定措置の履行要求の禁止（第七条）

内国民待遇（第二条）

最恵国待遇（第三条）

---



十 補助金

特定措置の履行要求の禁止（第七条）

内国民待遇（第二条）

最恵国待遇（第三条）

（ラオス人民民主共和国の留保は省略）